

5 監査報告第 1 1 号  
令和 6 年 3 月 2 9 日

千葉県議会議長 石 川 弘 様  
千 葉 市 長 神 谷 俊 一 様

千葉県監査委員 穴 倉 輝 雄  
同 宮 原 清 貴  
同 米 持 克 彦  
同 白 鳥 誠

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 項、第 2 項、第 4 項、  
第 5 項及び第 7 項の規定により監査を実施したので、同条第 9 項の規定により  
監査の結果に関する報告を提出します。

# 財政援助団体等監査結果報告

## 第1 対象

### 1 出資団体

- (1) 公益財団法人千葉県国際交流協会【総務局市長公室】
- (2) 公益財団法人千葉県防災普及公社【消防局総務部】

### 2 財政援助団体

- (1) 公益財団法人千葉県国際交流協会【総務局市長公室】
  - ・千葉県国際交流協会補助金（多文化共生社会推進事業）
- (2) 公益財団法人千葉県防災普及公社【消防局総務部】
  - ・公益財団法人千葉県防災普及公社運営補助金

### 3 公の施設の指定管理者

- (1) 内山緑地建設株式会社関東支店
  - ・千葉市民ゴルフ場【市民局生活文化スポーツ部】
- (2) コナミスポーツ・イオンディライトグループ
  - ・千葉市こてはし温水プール【市民局生活文化スポーツ部】
- (3) 株式会社千葉マリスタジアム
  - ・都賀コミュニティセンター【若葉区役所】
  - ・鎌取コミュニティセンター【緑区役所】
  - ・高洲コミュニティセンター【美浜区役所】
  - ・真砂コミュニティセンター【美浜区役所】
- (4) ちば斎苑管理グループ
  - ・千葉市斎場【保健福祉局医療衛生部】

## 第2 期間

令和5年12月1日から令和6年3月27日まで

## 第3 重点項目

### 1 出資団体

- (1) 事業運営が出資目的に沿って適正に行われているか。
- (2) 決算諸表等は適正に作成されているか。
- (3) 会計経理、財産管理は適切か。
- (4) 資金の運用は適切か。また、経費節減は図られているか。

### 2 財政援助団体

- (1) 財政的援助が交付目的に沿って適正に活用されているか。
- (2) 補助金の交付申請、実績報告等の手続は適正に行われているか。

(3) 補助金の経理が適正になされているか。

### 3 公の施設の指定管理者

(1) 管理業務が設置目的に沿って適正に行われているか。

(2) 基本協定等に基づく義務の履行は適正に行われているか。

(3) 公の施設の管理に係る経理及び財産管理は適切になされているか。

## 第4 着眼点

主な着眼点を次のとおり設定した。

## 1 出資団体

項 目		着 眼 点
団体関係	1 事業運営が出資目的に沿って適正に行われているか。	(1) 定款並びに経理規程等諸規程は整備されているか。また、諸規程に基づいた事務が執行されているか。 (2) 設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか。
	2 決算諸表等は適正に作成されているか。	(1) 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。 (2) 事業成績は適正に決算諸表等に表示されているか。 (3) 財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。 (4) 経営成績及び財政状態は良好か。
	3 会計経理、財産管理は適切か。	(1) 会計経理、財産管理は適切か。 (2) 出納関係帳票の整備、記帳は適正になされているか。 (3) 領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
	4 資金の運用は適切か。また、経費節減は図られているか。	(1) 資金の運用は適切か。 (2) 経費削減は図られているか。
所管部局関係		(1) 出資目的及び出資金額等は妥当か。 (2) 出資金等の支出手続は適正か。 (3) 出資団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導監督を行っているか。

※ 上記以外については、全国都市監査委員会の定めた「監査等の着眼点」を参考とする。

## 2 財政援助団体

項 目		着 眼 点
団体関係	1 財政的援助が交付目的に沿って適正に活用されているか。	(1) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。 (2) 補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。
	2 補助金の交付申請、実績報告等の手続は適正に行われているか。	(1) 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行なわれているか。 (2) 交付申請書、実績報告書等は適切か。 (3) 補助金の精算報告は適切に行われているか。精算に伴う返還金の時期は適切か。
	3 補助金の経理が適正になされているか。	(1) 出納関係帳票等の整備、記帳は適正になされているか。 (2) 領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。 (3) 補助金に係る収支の会計経理は適正か。 (4) 会計上の責任体制が確立されているか。
所管部局関係		(1) 補助金交付要綱は適正に整備されているか。 (2) 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。 (3) 交付申請書、実績報告書等の内容は十分に確認が行われているか。 (4) 補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。

※ 上記以外については、全国都市監査委員会の定めた「監査等の着眼点」を参考とする。

### 3 公の施設の指定管理者

項 目		着 眼 点
団体関係	1 管理業務が設置目的に沿って適正に行われているか。	(1) 管理業務が設置目的に沿って適正に行われているか。 (2) 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は整備されているか。また、諸規程に基づいた事務が執行されているか。 (3) 施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。 (4) 利用料金を指定管理者が定める場合、利用料金の設定は適正に行われているか。
	2 基本協定等に基づく義務の履行は適正に行われているか。	(1) 事業計画書及び収支予算書は適正に作成されているか。 (2) 個人情報の管理は適正に行われているか。 (3) 事業報告書及び収支決算書は適正に作成されているか。 (4) 利益の還元は適正に行われているか。 (5) 施設の使用許可、使用の制限等に関する業務が適正に行われているか。
	3 公の施設の管理に係る経理及び財産管理は適切になされているか。	(1) 利用料金又は使用料の収納は適正に行われているか。 (2) 備品管理は適正に行われているか。 (3) 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。 (4) 他の事業との会計区分は明確になっているか。 (5) 公の施設の管理に係る出納関係帳票等の整備、記帳は適正になされているか。 (6) 領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
所管部局関係		(1) 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。 (2) 基本協定等に規定する事項は適正に行われているか。 (3) 備品管理は適正に行われているか。 (4) 指定管理者に対して適時かつ適切に当該業務又は経理の状況に関し報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。

※ 上記以外については、全国都市監査委員会の定めた「監査等の着眼点」を参考とする。

### 第5 主な実施内容

監査は、千葉市監査基準に基づき実施した。

監査に当たっては、関係書類の審査、関係者からの説明聴取及び現地調査等の方法により行った。

### 第6 日程

日 付	内 容	
令和5年 6月 2日	監査実施通知	
令和5年 11月 22日	概況説明の聴取	令和5年度第10回監査委員会議
令和6年 3月 22日	復命	令和5年度第14回監査委員会議

## 第7 監査の結果

前記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行及び市の当該団体に対する財政的援助等に係る事務の執行は、おおむね適正に執行されていたが、次のとおり改善の必要があるものが認められた。

なお、以下において「指摘」とは、不適切な事案に対し、是正、改善等の措置を求めるものである。

### 1 出資団体

#### (1) 公益財団法人千葉市国際交流協会

##### ア 【団体】財務諸表を適正に作成すべきもの

###### (ア) 事案及び問題点

公益法人会計基準によると、固定資産について、貸借対照表に減価償却累計額を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高を注記しなければならないとされている。

しかしながら、千葉市国際交流協会の財務諸表を確認したところ、ソフトウェアについて、貸借対照表に減価償却累計額を直接控除した残額のみを記載しているにもかかわらず、財務諸表の注記として必要な事項が記載されていなかった。

###### (イ) 指摘

財務諸表については、会計基準に基づき適正に作成されたい。

(参考)

公益法人会計基準 抜粋

##### 第5 財務諸表の注記

財務諸表には、次の事項を注記しなければならない。

- (7) 固定資産について減価償却累計額を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

### 2 財政援助団体

#### (1) 公益財団法人千葉市国際交流協会

##### ア 【所管部局】補助金の交付決定に係る審査を適正に行うべきもの

###### (ア) 事案及び問題点

千葉市補助金等交付規則第4条第1項によると、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査等により調査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金等の交付の決定をするものとするとしている。また、千葉市国際交流協会補助金交付要綱第3条別表により補助事業等の対象経費及び補助率が定められている。

しかしながら、多文化共生社会推進事業に係る同協会の補助金交付申請関係書類を確認したところ、国際交流・国際協力活動助成事業では補助対象経費とされていない旅費交通費が交付申請額に含まれているにもかかわらず、これを減額することなく交付決定がされていた。

なお、実績報告関係書類を確認したところ、当該事業の旅費交通費は執行されなかったことから、補助金額に影響はなかった。

(イ) 指摘

補助金の交付決定に係る審査については、規則等に基づき適正に行われたい。

(参考)

千葉県補助金等交付規則 抜粋

(補助金等の交付の決定等)	
<p>第4条 市長は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金等の交付の決定(補助事業等の完了後に申請があった場合においては、交付の決定及び額の確定。次項、次条、第6条、第7条、第17条第1項、第18条第1項及び第19条の2において同じ。)をするものとする。</p>	

千葉県国際交流協会補助金交付要綱第3条別表 抜粋

補助事業等	対象経費	補助率
2 多文化共生社会推進事業	<p>協会が行う青少年交流事業、外国人留学生交流員事業、国際交流・国際協力活動助成事業その他多文化共生社会を推進する事業に要する次に掲げる経費</p> <p>(1) 役職員に係る人件費</p> <p>(2) 事務局維持管理費、調査研修旅費、非常勤職員等賃金及び職員健康診断料</p> <p>(3) 会議費、旅費交通費、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、賃借料、保険料、手数料、諸謝金、助成金支出、委託費、交際費</p> <p>ただし、外国人留学生交流員事業は助成金支出、<u>国際交流・国際協力活動助成事業は助成金支出、会議費、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、諸謝金のみとする。</u></p>	<p>総事業費からその他の収入額を控除した額の10分の10</p>

### 3 公の施設の指定管理者

#### (1) 内山緑地建設株式会社関東支店

##### ア 【団体】行為の許可に関する業務を適正に行うべきもの

###### (ア) 事案及び問題点

千葉市民ゴルフ場設置管理条例第10条によると、ゴルフ場において業として写真又は映画の撮影等の行為をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならないとされている。また、千葉市民ゴルフ場管理規則第3条によると、これらの行為の許可を受けようとする者は、行為許可申請書を指定管理者に提出し、その許可を受けなければならないとされており、指定管理者はこれを審査し、その結果を許可・不許可通知書により通知するものとされている。

しかしながら、行為の許可に係る手続きを確認したところ、指定管理者は、行為の許可を受けようとする者から電話等により申請を受け、口頭で許可をしており、文書による手続きを行っていなかった。

###### (イ) 指摘

行為の許可に関する業務については、条例等に基づき適正に行われたい。

###### (参考)

##### 千葉市民ゴルフ場設置管理条例 抜粋

###### (行為の制限)

第10条 ゴルフ場において次に掲げる行為をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

- (1) 物品の販売を行うこと。
- (2) 広告の掲出を行うこと。
- (3) 業として写真又は映画の撮影を行うこと。
- (4) ラジオの放送、テレビの放映その他これらに類する行為を行うこと。

##### 千葉市民ゴルフ場管理規則 抜粋

###### (行為許可の申請)

第3条 条例第10条第1項（同条第2項の規定により準用される条例第7条第1項後段の規定を含む。第5条において同じ。）の規定による行為の許可（以下「行為許可」という。）を受けようとする者は、千葉市民ゴルフ場行為許可申請書（様式第2号）を指定管理者に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、その結果を千葉市民ゴルフ場行為許可・不許可通知書（様式第3号）により当該申請を行った者に通知するものとする。



## (2) コナミスポーツ・イオンディライトグループ

### ア 【団体】修繕に係る発注を適正に行うべきもの

#### (ア) 事案及び問題点

千葉市こてはし温水プール指定管理者管理運営の基準に定める修繕の取扱いによると、予定価格が100万円以下の修繕を発注する際は、原則として小規模修繕業者登録名簿から業者を選定することとされている。

しかしながら、小規模修繕契約に係る書類を確認したところ、全ての修繕について指定管理者の構成企業が受注し、見積合わせ等により選定された下請け業者に発注されていた。書類を確認した限りでは、指定管理者の構成企業との一者随意契約のように見受けられ、小規模修繕業者登録名簿から業者を選定することと定めている管理運営の基準に沿った手続きが行われているとは認め難い状況であった。

#### (イ) 指摘

共同事業体の構成企業は指定管理者と同一であることから、小規模修繕を発注する際には、指定管理者として、小規模修繕業者登録名簿に登載されている業者へ直接発注するよう改められたい。

#### (参考)

千葉市こてはし温水プール指定管理者管理運営の基準 抜粋

第6 その他の重要事項

6 修繕

(2) 修繕の取扱い

#### 【小規模修繕業者登録制度の活用】

指定管理者は、本施設において小規模修繕(※)を発注する際は、原則として、千葉市契約課ホームページで一般公開される小規模修繕業者登録名簿から業者を選定するものとする。

(参照 URL <https://www.city.chiba.jp/zaiseikyoku/shisan/keiyaku/>)

※小規模修繕とは、技術的内容が簡易かつ履行の確保が容易な施設等の修繕で、機能回復を目的として修繕料等で執行されるもののうち、予定価格が100万円以下の修繕をいう。

## (3) 株式会社千葉マリスタジアム

### ア 【団体】適正な証拠書類を徴取すべきもの

#### (ア) 事案及び問題点

各コミュニティセンターの管理に関する基本協定書第24条によると、指定管理者は、経費の支出状況等の報告事項を日報として記録するとともに、報告事項を記載した月次事業報告書を市に提出するものとされている。

当該報告を正確に行うため、指定管理者は、経費の支出を適正に行うことが求められ、金銭の支払は経理規程第15条に基づき、適切な請求書又はそれに代わ

る証拠書類により行う必要がある。

しかしながら、各コミュニティセンターの支出関係書類を確認したところ、小口現金による支払については、請求書によらず、領収書を証拠書類として支払っているものの、宛名や但し書きがなく、証拠書類としての要件を満たしていないものが見受けられた。

(イ) 指摘

指定管理者においては、適正な証拠書類を徴取されたい。

(参考)

各コミュニティセンターの管理に関する基本協定書 抜粋

(事業報告)

第24条 乙は、次に掲げる事項（以下この条において「報告事項」という。）を日報として記録するとともに、毎月10日（その日が市の休日に当たるときは、その日後の市の休日でない日とする。）までに前月の管理業務に係る報告事項を記載した月次事業報告書を甲に提出するものとする。

- (1) 管理業務の実施状況に関する事項
- (2) 管理施設の利用状況に関する事項
- (3) 利用料金その他の収入の状況に関する事項
- (4) 管理業務の実施に要する経費の支出の状況に関する事項
- (5) 前各号に掲げる事業のほか、甲が指定する事項

2 乙は、毎事業年度終了後30日以内に、報告事項を記載した事業報告書に管理業務に係る収支決算書を添付して甲に提出するものとする。

経理規程 抜粋

(支払)

第15条 金銭の支払は、請求書又はそれに代わる証憑書類に基づき、支払又は振替伝票を発行して行う。ただし、金額が僅少なもの又は請求書の受領が困難なものはその受領を省略することができる。

2 支払に当たっては、領収書を受領する。相手方から領収書を受領できないものは担当部長の認印ある証憑書類をもって、これに代えることができる。

## 参考：監査対象団体の概要

### 1 出資団体

#### (1) 公益財団法人千葉県国際交流協会

ア 設立年月日 平成6年7月1日

イ 設立目的

首都圏の一翼を担い、国際化の進展する千葉市の特性を生かした国際交流活動を実施することにより、千葉市民と千葉市在住の外国人との相互理解を深めるとともに、姉妹都市を中心とした諸外国の都市との友好親善の促進を図り、もって千葉市の一層の国際化と地域に根ざした国際的な文化の創造に寄与する。

ウ 所在地 千葉市中央区千葉港2-1  
千葉中央コミュニティセンター2階

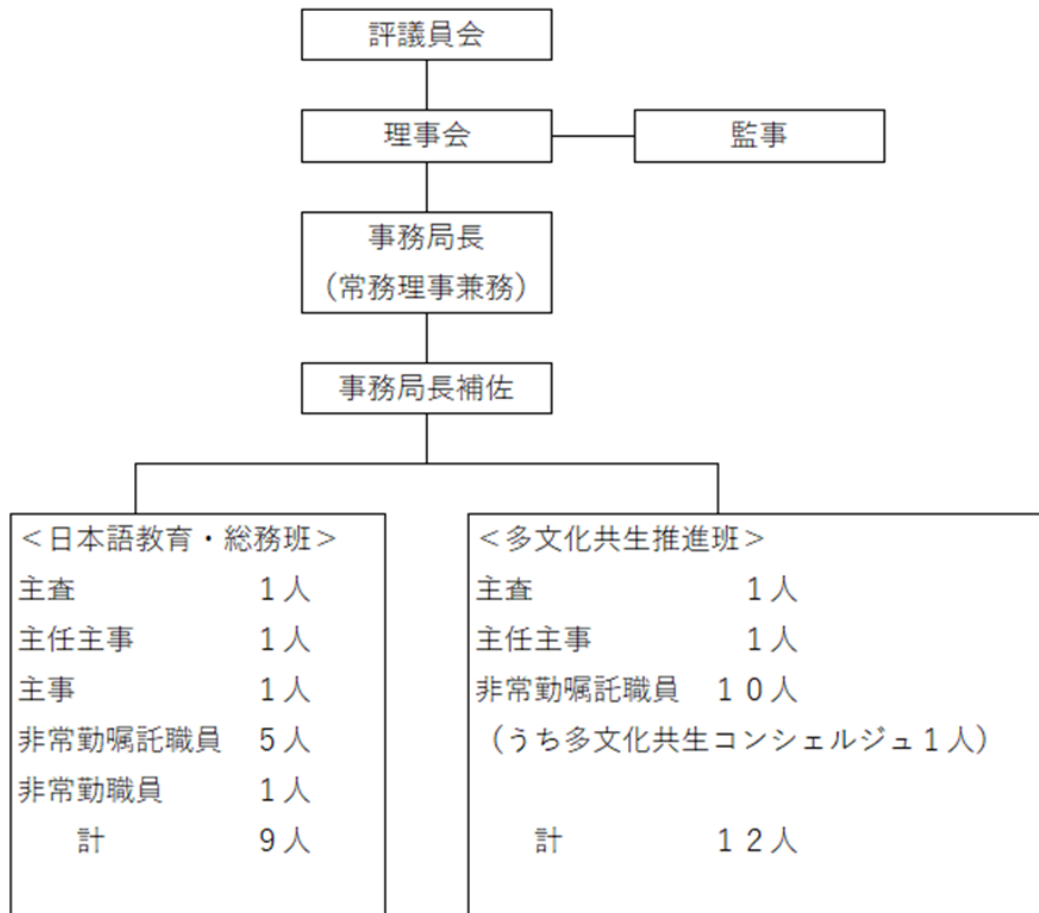
エ 代表者 理事長 金網 一男

オ 基本財産 3億円（千葉市出捐額 3億円）

カ 事業内容

- (ア) 多文化理解推進事業
- (イ) 外国人市民支援事業
- (ウ) 市民活動支援事業
- (エ) 情報収集・提供及び調査
- (オ) 国際交流プラザ運営業務
- (カ) 国際交流ボランティア育成事業業務
- (キ) 地域日本語教育推進事業

キ 組織及び職員内訳（令和5年10月1日現在）



ク 財務諸表

(ア) 経営成績

正味財産増減計算書

(令和4年4月1日～令和5年3月31日まで)

(単位：円)

科目	令和4年度	令和3年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
①基本財産運用益			
基本財産受取利息	3,383,321	3,383,321	0
②受取会費			
賛助会員受取会費	1,512,286	1,501,929	10,357
③事業収益			
事業収益	715,000	1,200,400	△ 485,400
受託事業収益	32,091,670	22,712,965	9,378,705
④受取補助金等			
受取地方公共団体補助金	74,807,448	71,744,377	3,063,071
受取民間助成金	29,840	0	29,840
⑤受取寄附金			
受取寄附金	0	51,987	△ 51,987
⑥雑収益			
雑収益	422,983	10,075	412,908
経常収益計	112,962,548	100,605,054	12,357,494
(2) 経常費用			
①事業費			
役員報酬	3,574,200	3,911,471	△ 337,271
給料	38,698,490	35,485,320	3,213,170
諸手当	16,680,038	13,665,878	3,014,160
役員賞与引当金繰入額	396,000	396,000	0
賞与引当金繰入額	3,487,000	3,444,000	43,000
賃金	1,065,972	1,062,270	3,702
福利厚生費	7,416,116	7,085,607	330,509
退職給付費用	3,648,966	5,169,572	△ 1,520,606
会議費	2,044	1,470	574
旅費交通費	719,599	338,924	380,675
通信運搬費	554,588	595,415	△ 40,827
消耗品費	3,042,773	2,241,782	800,991
減価償却費	614,010	48,914	565,096
印刷製本費	364,650	499,650	△ 135,000
賃借料	3,031,533	2,907,435	124,098
保険料	154,514	102,291	52,223
手数料	78,945	25,960	52,985
諸謝金	13,703,300	13,866,646	△ 163,346
租税公課	2,136,170	1,589,500	546,670
支払負担金	10,950	124,000	△ 113,050
支払助成金	5,286,865	979,688	4,307,177
委託費	1,193,605	1,560,630	△ 367,025

②管理費			
役員報酬	1,627,550	1,388,654	238,896
給料	1,929,493	2,242,163	△ 312,670
諸手当	1,566,000	1,372,671	193,329
役員賞与引当金繰入額	99,000	99,000	0
賞与引当金繰入額	269,000	266,000	3,000
福利厚生費	947,583	865,753	81,830
退職給付費用	144,243	148,652	△ 4,409
会議費	3,909	5,212	△ 1,303
旅費交通費	0	796	△ 796
通信運搬費	17,014	35,176	△ 18,162
消耗品費	157,914	142,596	15,318
印刷製本費	18,700	16,500	2,200
賃借料	201,940	206,664	△ 4,724
保険料	0	47,109	△ 47,109
手数料	187,165	81,772	105,393
諸謝金	528,000	528,000	0
租税公課	1,000	4,000	△ 3,000
支払負担金	258,200	248,200	10,000
委託費	33,000	33,000	0
經常費用計	113,850,039	102,834,341	11,015,698
当期經常増減額	△ 887,491	△ 2,229,287	1,341,796
2. 經常外増減の部			
(1) 經常外収益			
經常外収益計	0	0	0
(2) 經常外費用			
經常外費用計	0	0	0
当期經常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 887,491	△ 2,229,287	1,341,796
一般正味財産期首残高	10,761,268	12,990,555	△ 2,229,287
一般正味財産期末残高	9,873,777	10,761,268	△ 887,491
II 指定正味財産増減の部			
基本財産運用益			
基本財産受取利息	3,383,321	3,383,321	0
一般正味財産への振替額			
一般正味財産への振替額	△ 3,383,321	△ 3,383,321	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	301,000,000	301,000,000	0
指定正味財産期末残高	301,000,000	301,000,000	0
III 正味財産期末残高	310,873,777	311,761,268	△ 887,491

## (イ) 財政状態

## 貸借対照表

(令和5年3月31日現在)

(単位：円)

科目	令和4年度	令和3年度	増減
<b>I 資産の部</b>			
1. 流動資産			
現金預金	27,513,902	32,389,388	△ 4,875,486
未収金	1,015,672	1,251,983	△ 236,311
前払金	11,055	27,775	△ 16,720
立替金	2,379	49,655	△ 47,276
流動資産合計	28,543,008	33,718,801	△ 5,175,793
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	40,000,000	40,000,000	0
投資有価証券	259,695,267	259,653,246	42,021
普通預金	304,733	346,754	△ 42,021
基本財産合計	300,000,000	300,000,000	0
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	52,724,387	48,931,178	3,793,209
千葉ノースバンクーバー青少年交流事業資産	1,000,000	1,000,000	0
特定資産合計	53,724,387	49,931,178	3,793,209
(3) その他固定資産			
ソフトウェア	3,894,376	2,885,886	1,008,490
電話加入権	72,000	72,000	0
その他の固定資産合計	3,966,376	2,957,886	1,008,490
固定資産合計	357,690,763	352,889,064	4,801,699
資産合計	386,233,771	386,607,865	△ 374,094
<b>II 負債の部</b>			
1. 流動負債			
未払金	17,539,026	20,920,393	△ 3,381,367
前受金	0	40,000	△ 40,000
前受会費	622,803	637,089	△ 14,286
預り金	222,778	112,937	109,841
役員賞与引当金	495,000	495,000	0
賞与引当金	3,756,000	3,710,000	46,000
流動負債合計	22,635,607	25,915,419	△ 3,279,812
2. 固定負債			
退職給付引当金	52,724,387	48,931,178	3,793,209
固定負債合計	52,724,387	48,931,178	3,793,209
負債合計	75,359,994	74,846,597	513,397
<b>III 正味財産の部</b>			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	301,000,000	301,000,000	0
(うち基本財産への充当額)	( 300,000,000)	( 300,000,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	( 1,000,000)	( 1,000,000)	(0)
2. 一般正味財産	9,873,777	10,761,268	△ 887,491
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
正味財産合計	310,873,777	311,761,268	△ 887,491
負債及び正味財産合計	386,233,771	386,607,865	△ 374,094

(2) 公益財団法人千葉県防災普及公社

ア 設立年月日 平成7年7月1日

イ 設立目的

防火防災意識の高揚と防火管理体制の推進を図るとともに、応急処置技術の普及啓発を積極的に展開し、火災や地震等の災害の予防と災害時における被害の軽減を助成し、もって市民生活の安全と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

ウ 所在地 千葉県美浜区高洲4丁目1番16号

エ 代表者 理事長 兼巻 重義

オ 基本財産 200,000千円(千葉県出捐額 200,000千円)

カ 事業内容

(ア) 防災意識の普及及び広報に関する事業

(イ) 行政機関の行う防災施策に対する協力に関する事業

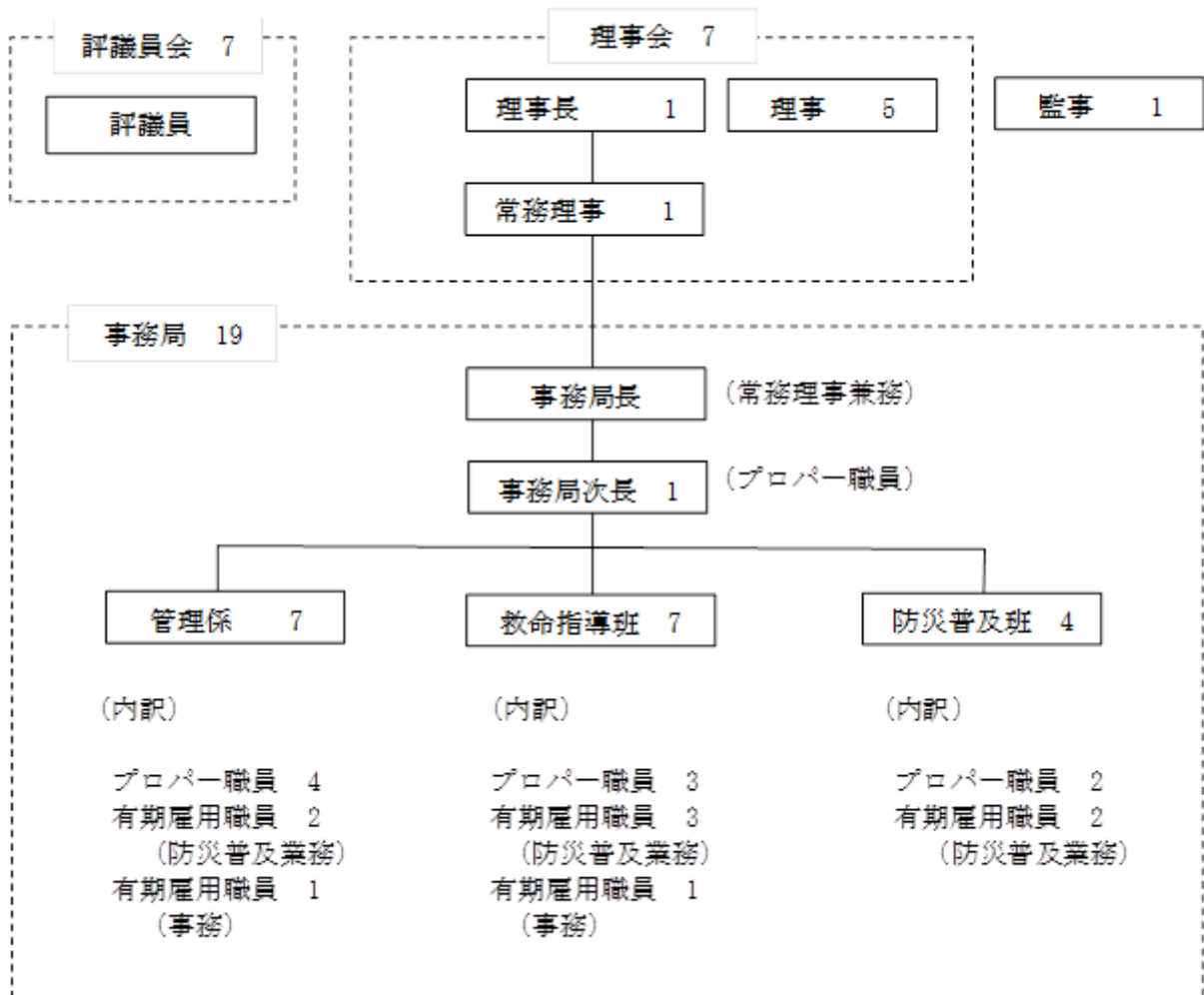
(ウ) 防火管理体制等の教育指導講習等の事業

(エ) 応急手当の普及啓発及び知識技能の向上に関する事業

(オ) 防災物品等の普及促進に関する事業



キ 組織及び職員内訳（令和5年10月1日現在）



ク 財務諸表

(ア) 経営成績

正味財産増減計算書

(令和4年4月1日～令和5年3月31日まで)

(単位：円)

科目	令和4年度	令和3年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益			
基本財産受取利息	572,000	572,000	0
特定資産運用益			
特定資産受取利息	2,151	3,689	△ 1,538
事業収益			
受託事業収益	123,249,375	123,607,458	△ 358,083
防火管理体制教育指導講習事業収益	19,548,231	18,579,935	968,296
防火管理講習等事業収益	9,981,440	9,081,440	900,000
応急手当普及啓発事業収益	470,650	370,650	100,000
防火用品販売事業収益	5,088,470	4,944,290	144,180
受取補助金等			
受取地方公共団体補助金	24,820,938	22,178,155	2,642,783
受取民間助成金	100,000	100,000	0
諸収益			
受取寄附金収益	3,080	0	3,080
経常収益計	183,836,335	179,437,617	4,398,718
(2) 経常費用			
事業費			
役員報酬	9,687,449	10,277,764	△ 590,315
報酬	16,226,640	14,840,354	1,386,286
給料	36,647,500	36,174,600	472,900
諸手当	27,618,884	27,041,384	577,500
法定福利費	16,401,497	14,944,764	1,456,733
退職給付費用	4,421,274	5,454,155	△ 1,032,881
賞与引当金繰入額	7,173,323	7,431,051	△ 257,728
福利厚生費	252,739	235,983	16,756
旅費交通費	156,348	2,368	153,980
通信運搬費	1,071,951	1,031,821	40,130
消耗品費	7,075,920	6,039,097	1,036,823
教材費	10,007,072	8,825,676	1,181,396
商品費	4,064,043	3,912,515	151,528
修繕料	899,780	686,977	212,803
印刷製本費	843,950	603,051	240,899
燃料費	616,627	505,466	111,161
使用料及び賃借料	11,493,319	11,678,306	△ 184,987
手数料	105,950	50,400	55,550
保険料	917,374	571,480	345,894
諸謝金	2,064,000	2,538,000	△ 474,000
公租公課費	11,236,100	9,458,500	1,777,600
支払負担金	99,500	50,000	49,500
委託料	2,593,583	2,855,579	△ 261,996
広告料	16,500	16,500	0
光熱水費	385,502	289,929	95,573

管理費			
役員報酬	853,701	839,746	13,955
給料	4,460,900	4,402,200	58,700
諸手当	3,030,717	2,934,757	95,960
法定福利費	1,491,439	1,341,315	150,124
退職給付費用	635,000	684,000	△ 49,000
賞与引当金繰入額	709,556	701,321	8,235
福利厚生費	16,324	4,402	11,922
会議費	4,730	7,709	△ 2,979
食糧費	2,052	1,188	864
旅費交通費	134,600	0	134,600
通信運搬費	74,890	66,665	8,225
消耗品費	85,535	79,345	6,190
印刷製本費	0	3,310	△ 3,310
燃料費	2,717	1,823	894
使用料及び賃借料	256,622	258,721	△ 2,099
手数料	320,147	210,928	109,219
保険料	11,406	0	11,406
公租公課費	0	4,000	△ 4,000
支払負担金	118,000	118,000	0
委託料	266,774	190,464	76,310
交際費	8,750	5,530	3,220
光熱水費	18,143	13,836	4,307
経常費用計	184,578,828	177,384,980	7,193,848
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 742,493	2,052,637	△ 2,795,130
当期経常増減額	△ 742,493	2,052,637	△ 2,795,130
税引前当期一般正味財産増減額	△ 742,493	2,052,637	△ 2,795,130
法人税・住民税及び事業税	70,000	70,000	0
当期一般正味財産増減額	△ 812,493	1,982,637	△ 2,795,130
一般正味財産期首残高	17,529,830	15,547,193	1,982,637
一般正味財産期末残高	16,717,337	17,529,830	△ 812,493
II 指定正味財産増減の部			
基本財産運用益			
基本財産受取利息	572,000	572,000	0
一般正味財産への振替額			
一般正味財産への振替額	△ 572,000	△ 572,000	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	200,000,000	200,000,000	0
指定正味財産期末残高	200,000,000	200,000,000	0
III 正味財産期末残高	216,717,337	217,529,830	△ 812,493

## (イ) 財政状態

## 貸借対照表

(令和5年3月31日現在)

(単位：円)

科目	令和4年度	令和3年度	増減
<b>I 資産の部</b>			
1. 流動資産			
現金預金	58,447,273	31,941,744	26,505,529
前払金	49,519	6,219	43,300
立替金	1,500	14,290	△ 12,790
未収金	696,593	872,188	△ 175,595
商品	340,100	206,289	133,811
教材	399,468	1,115,863	△ 716,395
流動資産合計	59,934,453	34,156,593	25,777,860
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
投資有価証券	200,000,000	200,000,000	0
基本財産合計	200,000,000	200,000,000	0
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	80,418,682	93,034,420	△ 12,615,738
特定資産合計	80,418,682	93,034,420	△ 12,615,738
固定資産合計	280,418,682	293,034,420	△ 12,615,738
資産合計	340,353,135	327,191,013	13,162,122
<b>II 負債の部</b>			
1. 流動負債			
未払金	34,927,395	8,301,400	26,625,995
未払法人税等	70,000	70,000	0
前受金	297,440	90,260	207,180
預り金	37,202	32,731	4,471
仮受金	2,200	0	2,200
賞与引当金	7,882,879	8,132,372	△ 249,493
流動負債合計	43,217,116	16,626,763	26,590,353
2. 固定負債			
退職給付引当金	80,418,682	93,034,420	△ 12,615,738
固定負債合計	80,418,682	93,034,420	△ 12,615,738
負債合計	123,635,798	109,661,183	13,974,615
<b>III 正味財産の部</b>			
1. 指定正味財産			
地方公共団体出捐金	200,000,000	200,000,000	0
指定正味財産合計	200,000,000	200,000,000	0
(うち基本財産への充当額)	( 200,000,000)	( 200,000,000)	(0)
2. 一般正味財産	16,717,337	17,529,830	△ 812,493
(うち特定資産への充当額)	(-)	(-)	(-)
正味財産合計	216,717,337	217,529,830	△ 812,493
負債及び正味財産合計	340,353,135	327,191,013	13,162,122

## 2 財政援助団体

### (1) 公益社団法人千葉市国際交流協会

ア 設立年月日 平成6年7月1日

イ 設立目的 首都圏の一翼を担い、国際化の進展する千葉市の特性を生かした国際交流活動を実施することにより、千葉市民と千葉市在住の外国人との相互理解を深めるとともに、姉妹都市を中心とした諸外国の都市との友好親善の促進を図り、もって千葉市の一層の国際化と地域に根ざした国際的な文化の創造に寄与する。

ウ 所在地 千葉市中央区千葉港2-1  
千葉中央コミュニティセンター2階

エ 代表者 理事長 金網 一男

オ 事業内容

- (ア) 多文化理解推進事業
- (イ) 外国人市民支援事業
- (ウ) 市民活動支援事業
- (エ) 情報収集・提供及び調査
- (オ) 国際交流プラザ運營業務
- (カ) 国際交流ボランティア育成事業業務
- (キ) 地域日本語教育推進事業

カ 対象補助金 千葉市国際交流協会補助金（多文化共生社会推進事業）  
68,287,297円

(2) 公益財団法人千葉県防災普及公社

- ア 設立年月日 平成7年7月1日
- イ 設立目的 防火防災意識の高揚と防火管理体制の推進を図るとともに、応急処置技術の普及啓発を積極的に展開し、火災や地震等の災害の予防と災害時における被害の軽減を助成し、もって市民生活の安全と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。
- ウ 所在地 千葉県美浜区高洲4丁目1番16号
- エ 代表者 理事長 兼巻 重義
- オ 事業内容
- (ア) 防災意識の普及及び広報に関する事業
  - (イ) 行政機関の行う防災施策に対する協力に関する事業
  - (ウ) 防火管理体制等の教育指導講習等の事業
  - (エ) 応急手当の普及啓発及び知識技能の向上に関する事業
  - (オ) 防災物品等の普及促進に関する事業
- カ 対象補助金 公益財団法人千葉県防災普及公社運営補助金  
24,820,938円

### 3 公の施設の指定管理者

#### (1) 内山緑地建設株式会社関東支店

##### ア 団体概要

- (ア) 所在地 千葉県市原市姉崎海岸20番  
 (イ) 代表者 支店長 竹下 広義

##### イ 公の施設の概要

##### (ア) 千葉市民ゴルフ場

- a 指定期間 平成30年4月1日～令和10年3月31日  
 b 利用料金収入 179,646千円  
 c 施設の概要

区 分	概 要
敷 地 面 積	約41.6ha
ゴルフコース概要	<b>【コース概要】</b> 面積約33.5ha 9ホール、パー36、3,055ヤード、ワングリーン グリーン：約0.8ha ベントグラスCY2 ティーグラウンド：約0.8ha 高麗芝（ちばフェアグリーン） フェアウェイ：約4.6ha ラフ：約6.4ha
散 水 設 備	散水用ポンプ室付貯水槽1箇所、散水用井戸2箇所、 スプリンクラー125基、散水栓58基
雨水排水設備	管渠、暗渠配水管、マンホール、集水桝等一式
そ の 他 設 備	自家用給油取扱所：有効容量597L 2基 バンカー：25箇所 休憩棟：1箇所約30㎡、トイレ有 調整池：4箇所総面積約43,240㎡ スタート小屋：1箇所 防雷小屋：3箇所 防球ネット：2箇所（高さ1,015m）、 防球アーチ1箇所 ナーセリー：1箇所700㎡ 静電時誘導遮蔽ポール：21基 砂置き場：200㎡ スピーカー：18箇所 管理用道路：幅員2m I T V（監視カメラ設備）：コース内1箇所
ク ラ ブ ハ ウ ス	構造：鉄骨平屋造 延床面積：約1,364㎡ 主な設備：ロビー、フロント、ラウンジ、ロッカールーム、 シャワールーム、コンペルーム（約60㎡）、 事務室（約81㎡）、従業員室（約19㎡）、

	従業員用シャワー室・和室、トイレ(利用者用・従業員用)、カート置き場(約214㎡)
倉庫棟	構造：鉄骨平屋造 延床面積：約420㎡ 主な設備：管理用機械車庫、肥料庫、薬品庫、目土庫
練習場	ショット練習場：10打席(奥行40m、高さ14m) 練習グリーン：1箇所(約1,000㎡) アプローチ練習場(バンカー有)：1箇所
駐車場	利用者用駐車場：144台 (マイクロバス5台、身体障害者用3台含む) 従業員用駐車場：20台
施設の特徴	(1) 本施設は、約30年間、市内より排出された一般廃棄物の受入れを行ってきた最終処分場の跡地として整備された、9ホールのパブリックゴルフ場である。 (2) 片山晋呉プロが監修を手がけたコースは、フラットながら戦略性の高いコースとなっており、初心者から上級者まで気軽に楽しむことができる。 (3) プレースタイルは手引きカートによるセルフプレーが中心となっている。

#### d 管理業務等の概要

区分	内容
施設運営業務	施設の利用受付業務、使用許可・行為許可業務、広報・プロモーション業務、接客業務、職員の配置、情報公開、個人情報の保護及び秘密の保持、緊急時対応、利用者の安全対策等
施設維持管理業務	建築物維持管理業務、建築設備維持管理業務、ゴルフコース維持管理業務、備品・什器・リース物件等調達及び維持管理業務、植栽維持管理業務、外構施設維持管理業務、清掃業務、環境衛生管理業務、保安警備業務、駐車場管理業務等
経営管理業務	業務等に関する事業計画書、各種規程、要綱、マニュアル等の作成、備品・什器・リース物件等調達・設置
自主事業	ゴルフ教室・レッスン・コンペの開催



(2) コナミスポーツ・イオンディライトグループ

ア 構成団体及び所在地

(代表企業) コナミスポーツ株式会社  
 代表取締役社長 室田 健志  
 東京都品川区東品川4丁目10番1号

(構成団体) イオンディライト株式会社  
 代表取締役社長 濱田 和成  
 東京都千代田区神田錦町一丁目1番1

イ 公の施設の概要

(ア) 千葉県こてはし温水プール

- a 指定期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日
- b 指定管理委託料 165,122千円
- c 利用料金収入 27,626千円
- d 施設の概要

区 分	概 要
開 設 日	平成11年4月28日
敷 地 面 積	19,733.02㎡
延 床 面 積	4,188.85㎡ (こてはし温水プールに係る面積)
構 造	鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨造)、地下1階地上4階建
プ ー ル	一般用プール 25m×10.8m、深さ1.3m、5コース 子供用プール 変形、深さ0.8m 徒渉プール 変形、深さ0.3m 流水プール 長さ約80m、幅3m、深さ1m ウォータースライダー 長さ約48m、着水プール深さ0.9m 屋外プール 子供用プール、ジャグジープール、 ウォータースライダー その他プール施設 ジャグジープール、打たせ湯、採暖室他
ス ポ ー ツ 室	(1) スポーツ室 延床面積：235㎡ 主な用途：卓球、バドミントン、ダンス、エアロビクス等 主要備品等：各種スポーツ器具、音響装置他 (2) トレーニング室

	延床面積：73㎡ 主要備品等：トレーニング機器（12機種17台）他
多目的ホール	延床面積：108㎡ 主な用途：各種講演会、講座、会議、研修等 収容人数：90人 主要備品等：移動観覧席（70席）、映像・音響設備他
研修室（1）	延床面積：101㎡ 主な用途：会議、講習会、研修等 収容人数：45人
研修室（2）	延床面積：45㎡ 主な用途：会議、各種実習（工芸、木工、金工）等 収容人数：20人
研修室（3）	延床面積：46㎡（和室） 主な用途：茶道、華道、書道等の実習等 主要備品等：座卓9脚、水屋他
駐 車 場	（1）敷地内駐車場71台 （2）臨時駐車場（敷地外） ア 調整池側（花見川区犢橋町88番1）：約154台 イ 北清掃工場内：使用可能台数等は、北清掃工場との協議による。 ※上記（1）及び（2）イについては、いきいきプラザとの共用であり、（2）アについては、本施設及びいきいきプラザのほか、子和清水スポーツ施設利用者も使用する。
そ の 他	屋外施設（便所、倉庫、浄化槽機械室、ろ過装置室） 197.24㎡
施 設 の 特 徴	（1）本施設は年間を通じてのプール利用が可能であり、5コースの一般用プールの他、子供用プール、徒渉プール、流水プール、ウォータースライダーを設置している千葉県唯一の屋内型レジャープールである。 また、夏期には、屋外プールも活用でき、子どもからお年寄りまで楽しめる施設となっている。 （2）スポーツ室では、市民が誰でも利用できるスポーツ活動の場として、卓球、バドミントン等の利用ができ、スポーツ教室等の提供が可能。 （3）トレーニング室には、各種トレーニング機器を配備し、市民の健康・体力づくりの場として活用が可能。 （4）多目的ホール、研修室では、会議、講演会・セミナーの開催などの利用が可能。

e 管理業務等の概要

区 分	内 容
施設運營業務	広報・プロモーション業務、施設の貸出業務、施設の利用受付業務、使用許可業務、施設の利用制限、接客業務、備品・用具等の貸出業務、専門員の配置、情報公開、個人情報の保護及び秘密の保持、急病等への対応、災害時の対応
施設維持管理業務	建築物維持管理業務、建築設備維持管理業務、什器・備品・リース物件維持管理業務、植栽維持管理業務、外構施設維持管理業務、清掃業務、環境衛生管理業務、保安警備業務
経営管理業務	事業計画書作成業務、各年度協定締結業務、事業報告書作成業務、管理規程・マニュアル等の作成業務、事業評価（モニタリング）業務、関係機関等との協議連絡調整業務、指定期間終了前後の引継業務
自主事業	教室及び指導事業、スポーツ用品貸出サービス事業、その他サービス向上施策（売店等）

(3) 株式会社千葉マリスタジアム

ア 団体概要

- (ア) 所在地 千葉市美浜区高浜4丁目12番2号  
 (イ) 代表者 代表取締役社長 竹本 和義

イ 公の施設の概要

- (ア) 千葉市若葉区都賀コミュニティセンター  
 (イ) 千葉市緑区鎌取コミュニティセンター  
 (ウ) 千葉市美浜区高洲コミュニティセンター  
 (エ) 千葉市美浜区真砂コミュニティセンター  
 a 指定期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日  
 b 指定管理委託料 229,600千円  
 c 利用料金収入 34,898千円  
 d 施設の概要

区 分	概 要
施 設 規 模	<p><b>【都賀コミュニティセンター】</b>                      &lt;コミュニティセンター&gt;敷地面積： 6,294㎡                      延床面積： 3,567.48㎡</p> <p><b>【鎌取コミュニティセンター】</b>                      &lt;コミュニティセンター&gt;敷地面積： 7,019.50㎡                      延床面積： 2,745.28㎡</p> <p>&lt;緑 図 書 館&gt;延床面積： 1,940.06㎡                      &lt;青少年サポートセンター-南分室&gt;延床面積： 143.49㎡</p> <p><b>【高洲コミュニティセンター】</b>                      &lt;コミュニティセンター&gt;敷地面積： 7,555.07㎡                      延床面積： 2,580.12㎡</p> <p>&lt;美 浜 図 書 館&gt;延床面積： 879.00㎡                      &lt;旧 保 健 セ ン タ ー&gt;敷地面積： 1,941.64㎡                      延床面積： 888.99㎡</p> <p><b>【真砂コミュニティセンター】</b>                      &lt;コミュニティセンター&gt;敷地面積： 9,784.41㎡                      延床面積： 4,094.31㎡</p> <p>&lt;体 育 館&gt;延床面積： 732.95㎡</p>
施 設 構 造	<p><b>【都賀コミュニティセンター】</b>                      鉄筋コンクリート2階建、一部平屋</p> <p><b>【鎌取コミュニティセンター】</b>                      鉄筋コンクリート3階建</p> <p><b>【高洲コミュニティセンター】</b>                      鉄筋コンクリート3階建</p> <p><b>【真砂コミュニティセンター】</b>                      鉄筋コンクリート4階建</p>
施 設 概 要	<p><b>【都賀コミュニティセンター】</b>                      1階：コミュニティセンター事務室、創作室、集会室、</p>

	<p>大広間、サークル室、静養室、幼児室  2階：ホール、講習室1・2・3、和室1・2、音楽室、多目的室、会議室、料理実習室  体育館：更衣室・倉庫  駐車場：50台収容可（他、障害者専用2台）  駐輪場：60台</p> <p><b>【鎌取コミュニティセンター】</b>  1階：創作室、音楽室、料理実習室、和室、大広間、体育館  2階：事務室、集会室、講習室、会議室、サークル室、幼児室  3階：多目的ホール  駐車場：66台（内身障者用2台含む）</p> <p><b>【高洲コミュニティセンター】</b>  1階：事務室、大広間1・2、静養室、幼児室、機械室、ホール2  2階：創作室、講習室1・2、集会室、和室、サークル室1・2  3階：音楽室、料理実習室、ホール1  駐車場：105台（内身障者用3台含む）  駐輪場：150台収容可</p> <p><b>【真砂コミュニティセンター】</b>  1階：事務所、体育館（別棟）  2階：料理実習室、図書室、幼児室、講習室1・2、集会室、ホール1  3階：和室1、女子更衣室、授乳室、創作室1・2、多目的室、サークル室1・2・3、視聴覚室、ホール2  4階：音楽室、和室2・3、サークル室4、地域活動拠点  駐車場：75台（内障者用4台含む）</p>
休館日等	<p>休館日：年末年始（12月29日～1月3日）  開館時間：午前9時～午後9時</p>
その他	<p>施設の特徴</p> <p><b>【都賀コミュニティセンター】</b>  平成29年度に施設の大規模修繕を実施。  併設：都賀いきいきセンター</p> <p><b>【鎌取コミュニティセンター】</b>  併設：緑図書館  青少年サポートセンター南分室</p> <p><b>【高洲コミュニティセンター】</b>  併設：美浜図書館、稲毛海岸子どもルーム、高洲・子育てリラックス館、美浜いきいきプラザ分室建物一括管理</p> <p><b>【真砂コミュニティセンター】</b>  併設：障害福祉サービス事業所、地域活動支援センター、地域拠点</p>

e 管理業務等の概要

区 分	内 容
施設運營業務	施設使用許可、利用料金の徴収、市からの受託事業実施等
施設維持管理業務	施設の保守点検、修繕等
経営管理業務	事業計画書作成業務、事業報告書作成業務、利用者意見等の把握と対応等
自主事業	設置目的及び地域住民のニーズを反映した事業など

(4) ちば斎苑管理グループ

ア 構成団体及び所在地

(代表企業) イージス・グループ有限責任事業組合

職務執行者 斎藤 孝宏

三重県四日市市朝日町1番4号

(構成団体) 東京ワックス株式会社

代表取締役 古郡 公恵

埼玉県深谷市上野台2920番地

イ 公の施設の概要

(ア) 千葉市斎場

a 指定期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日

b 指定管理委託料 406,139千円

c 施設の概要

区 分	概 要
敷 地 面 積	39,700㎡
建 物 構 造	鉄筋コンクリート造 地上2階 地下1階建
延 床 面 積	13,111㎡
火 葬 施 設	火 葬 棟 6,346㎡ (火葬炉16基、告別室4室、収骨室4室、待合室6室、 待合ホール等) 待 合 棟 1,018㎡ (待合室8室等)
葬 儀 式 場	式 場 棟 3,020㎡ (100席用式場2室、50席用式場2室) 霊 安 室
車 両	霊きゅう自動車 2台
葬 儀 用 祭 壇	葬儀用祭壇 10基
駐 車 場	駐車場棟 2,727㎡ (200台収容)

d 管理業務等の概要

区 分	内 容
受 付 業 務	施設使用許可、使用料及び手数料の徴収、火葬証明書・分骨証明書の交付等
火 葬 施 設 業 務	火葬、収骨、残骨灰処理、火葬炉保守点検等
葬 儀 式 場 業 務	式場貸出、祭壇設置や柩搬送の補助、霊安室貸出等
霊 き ゅ う 自 動 車 業 務	遺体の搬送、使用料の徴収、霊きゅう自動車保守点検等
葬 儀 用 祭 壇 業 務	葬儀用祭壇貸出、祭壇の設置及び撤収、使用料の徴収等
その他施設運営・ 保 守 管 理 業 務	清掃、警備、記録、報告、建築物保守管理、建築設備保守管理、環境衛生管理、植栽管理等